

主 催：渡部昭男（研究代表者）大阪信愛学院大学教授／元神戸大学教授
基盤研究(C)課題番号 19K02864（2019-21年度）・22K02702（2022-25年度）

日 程：2025年1月12日（日）午後1～4時

企画テーマ：日韓/韓日対話 第8回企画

「教育の機会均等」を語り直す(その2)

——日本国憲法:教育を受ける権利(26条)&生存権(25条)並びに
大韓民国憲法:教育を受ける権利(31条)&生存権(34条)をめぐる対話——

趣 旨：

科研費研究の一環で蓄積した寄稿論考を共有財産として、2021年から日韓/韓日対話を継続している。その中の大きなテーマの一つが、「教育の機会均等」である。第7回企画として、「教育の機会均等」を語り直す(その1)：(韓国)公州大学校名誉教授・崔浚烈氏の論考をもとにした対話を開催した(2024.8.3)。その成果の上に、生存権・幸福追求権・発達権等との関係において「教育の機会均等」を日韓共同でさらに深め直そうと、第8企画として「教育の機会均等」を語り直す(その2)：教育を受ける権利&生存権の捉え直し を開催することとした。

司 会：渡部 昭男（大阪信愛学院大学／元神戸大学）

次 第：

13:00～ 開会挨拶・趣旨説明：渡部 昭男

参考文献：渡部昭男 2024：能力程度主義から学習権・発達権の解釈への転換を起爆：

清水寛「発達に必要なかつ適切な」「生存=発達権」(『季刊教育法』第220号 所収)

(능력정도주의에서 학습권·발달권적 해석으로의 전환 기폭: 시미즈 히로시 “발달에 필요하고 적절한” “생존=발달권” /多胡太佑翻訳)

13:05～ 塚林美弥子(TSUKABAYASHI, Miyako)氏（帝京科学大学・講師）

話題提供：(仮)日本国憲法の教育を受ける権利(26条)と生存権(25条)との関係性の捉え直し

参考文献：塚林美弥子 2023：「子どもの貧困」と憲法——教育を受ける権利の「生存権説」再考(『自由と平和の構想力：憲法学からの直言 水島朝穂先生古稀記念』日本評論社 所収)

(「아동 빈곤」과 헌법: 교육 받을 권리의 「생존권설」 재고 /梁洙京翻訳)

リサーチマップ：<https://researchmap.jp/t.miyako>

翻訳／通訳：多胡 太佑氏（北海道大学大学院生 [博士課程]）

13:55～ キム・フンホ(KIM, Hoon-ho)氏（国立公州大学校・教授）

話題提供：(仮)大韓民国憲法の教育を受ける権利(31条)と生存権(34条)との関係性の捉え直し

リサーチマップ：<https://independent.academia.edu/HoonHoKim>

翻訳／通訳：肥後 耕生氏（豊岡短期大学准教授）

14:50～ 休 憩

15:00～ 総合討論 通訳：肥後 耕生氏、多胡 太佑氏

15:55～ 閉会挨拶：渡部 昭男

参加呼掛け：科研費で寄稿をお願いした両国の研究者による ZOOM 集会

（日本教育学会、日本教育行政学会、日本教育法学会、大学評価学会などに企画を案内）

照 会 先：渡部昭男 awtnb2188@gmail.com（参加無料／要事前登録）

事前登録：申込書 <https://forms.gle/tfZQcJiXUjrS9sPQ8>

備 考：Kernel にアップしている論考をベースに意見交換する形で共同研究を深めたい。
科研費研究は広く一般に成果を還元することが求められており、当日資料と ZOOM 録画を神戸大学学術成果リポジトリ Kernel にアップし公開する。